

京都市告示第475号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの図書室の臨時休室について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年12月18日

京都市長 門川大作

臨時に休室する日

令和3年1月5日（火）から1月14日（木）まで

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）